（１の３）　第12条第１項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び号俸について定めること。	（１の３）　第11条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	（削る）	（10の５）　第20条第６項の規定により読み替えられた同条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。
（１の４）　第12条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。	（新設）	（削る）	⑾　第20条第７項ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑵　（略）	⑵　（略）	（削る）	（11の２）　第20条の２第４項第１号又は第２号の規定に基づき、職務の級に在級した期間として取り扱うことができる期間を定めることについて承認すること。
（削る）	⑶　第14条第１項の表の備考第２号の規定に基づき、職員についての定め及び数についての定めをすること。		
⑶　第15条第１項又は第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び数について定めること。	⑷　第15条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職務の級、職務、者及び数について定めること。	⑾　第22条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（11の３）　第22条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。
（削る）	⑸　第15条第１項第２号又は第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている経験年数について定めること。	（11の２）　（略）	（11の４）　（略）
⑷　第15条の２第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び資格について定めること。	（新設）	⑿・⒀　（略）	⑿・⒀　（略）
⑸　（略）	（５の２）　（略）	（削る）	（13の２）　第25条第２項（第27条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑹　第16条の規定に基づき、職務の級及び号俸を決定する場合の基準について承認すること。	⑹　第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⒁～（38の２）　（略）	⒁～（38の２）　（略）
⑺　第20条第１項後段（第11条第１項後段及び第25条後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている職務の級及び要件について定めること。	⑺　第17条第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（38の３）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び事項について定めること。	（38の３）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び初任給欄の号俸について定めること。
（削る）	⑻　第18条の規定に基づき、号俸を決定する場合の基準について承認すること。	（削る）	（38の４）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び年数について定めること。
（削る）	⑼　第19条のただし書の規定に基づき、号俸を決定することを承認すること。	⒆・⒇　（略）	⒆・⒇　（略）
⑻～⑽　（略）	⑽～（10の３）　（略）	（削る）	㉑　別表第６の規定に基づき、在級期間表の表中の「別に定める」こととされている要件について定めること。
（削る）	（10の４）　第20条第５項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（削る）	㉒　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
		（削る）	（42の２）　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第５項の規定に基づき、同表の適用について定めること。